

記者資料提供（2023年9月28日）
神戸市健康局保健所保健課 後藤・平山
TEL：078-322-5305、078-322-6798（内線3430、3437）

新型コロナウイルス感染症に関する10月以降の施策の見直しについて

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日（月曜）から感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されましたが、相談窓口や宿泊療養施設等、一部の施策は継続しています。5類移行後は、幅広い医療機関で新型コロナの患者を受け入れていただいております、特に医療提供体制に大きな問題は生じませんでした。

このたび国においては、新型コロナの医療提供体制の移行について2023年10月1日（日曜）から2024年3月末までを対象期間として、現行の「移行計画」を見直した上で、通常の医療提供体制へ段階的に移行することを方針としました。この方針を踏まえ、神戸市の施策も一部見直しますので、お知らせします。

また、市ホームページにおいてもこの度の施策見直しをお知らせします。

1. 入院調整

国方針	9月まで	10月以降
感染拡大時等に必要に応じて行政が支援を行うこととしつつも、原則として医療機関間で調整	<ul style="list-style-type: none">● 軽症・中等症患者は、医療機関間で調整● 重症患者は、保健所が調整	【 変更 】 重症患者も含めて医療機関間で調整

※5月8日以降の保健所での調整実績は11件

2. 相談窓口

国方針	9月まで	10月以降（3月末まで）
外来や救急への影響緩和のため、自治体の相談窓口は継続	<ul style="list-style-type: none">● 健康相談窓口	【 継続 】 <ul style="list-style-type: none">➢ 受付時間：毎日9時～17時30分➢ 電話番号：078-322-6250➢ FAX番号：078-391-5532 ※夜間は兵庫県の「新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口」をご利用ください <ul style="list-style-type: none">➢ 電話番号：078-362-9980➢ FAX番号：078-362-9874

	<ul style="list-style-type: none"> ● 後遺症相談ダイヤル <p>(078-322-6037 は、9月末で 右の番号に変 更します)</p>	<p>【 継 続 】</p> <p>各区保健センター（区役所・支所保健福祉課）での受付に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 30 分 ➢ 電話番号：東灘 078-841-4131 灘 078-843-7001 中央 078-335-7511 兵庫 078-511-2111 北 078-593-1111 北神 078-981-5377 長田 078-579-2311 須磨 078-731-4341 北須磨 078-793-1313 垂水 078-708-5151 西 078-940-9501
--	--	---

3. 高齢者施設・障害者施設等対応

国方針	9月まで	10月以降（3月末まで）
<p>重症化リスクが高い方が利用していることを踏まえ、公費負担による検査を継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設職員への定期的な検査 ● 陽性者が発生した施設において、同一フロアの方等に対する検査 	<p>【 継 続 】</p>

4. 宿泊療養施設

国方針	9月まで	10月以降
<p>終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護高齢者等の療養のための宿泊療養施設（1施設、36名） <p>(入院調整に時間がかかる場合に備え運営していたが、医療機関同士でのスムーズな入院調整の結果、受入実績なし)</p>	<p>【 終 了 】</p>

5. 療養中の過ごし方ガイド

療養中から療養終了後まで、感染者やご家族等の療養についてまとめています。
10月1日（日曜）に更新します。

＜主な内容＞

1. 療養中の過ごし方
2. 入院することになったら
3. 療養を終了された方へ



市ホームページにも掲載しています。

https://www.city.kobe.lg.jp/a97852/covid-19_guide.html

※こちらの二次元コードより市ホームページへアクセスいただけます。



参考：医療費の取扱い

国方針	9月まで	10月以降
急激な患者の負担増が生じないように、見直しを行った上で公費支援を継続	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナ治療薬は自己負担なし（全額公費） ● 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナ治療薬は、医療保険の自己負担割合の区分ごとに段階的に自己負担が必要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自己負担1割の方：3,000円 ➢ 自己負担2割の方：6,000円 ➢ 自己負担3割の方：9,000円 ● 入院医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額

※「新型コロナ治療薬」は、ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシールドに限る。